

証券コード9982
2026年5月11日

株 主 各 位

名古屋市区西牛島町6番1号

タキヒヨー株式会社

代表取締役 滝 一 夫
社長執行役員

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第115期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.takihyo.co.jp/ir/general_meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにてアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タキヒヨー」又は「コード」に当社証券コード「9982」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使についてのご案内に従って、2026年5月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月27日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市西区牛島町6番1号
名古屋ルーセントタワー 16階
TKPガーデンシティPREMIUM名古屋
ルーセントタワー会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第115期(自2025年3月1日至2026年2月28日) 事業報告及び計算書類の内容報告の件
 2. 第115期(自2025年3月1日至2026年2月28日) 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案>

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更(事業目的の追加)の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

<株主提案>

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第5号議案 | 当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収への対応方針)廃止の件 |
| 第6号議案 | 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件 |
| 第7号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第8号議案 | 自己株式の取得の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書用紙とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ◎ 議決権行使書用紙において、各議案についての賛否の記載がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、下記①～⑥の書類につきましては、法令および当社定款第20条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 会社の新株予約権等に関する事項
 - ② 会社の体制及び方針
 - ③ 株主資本等変動計算書
 - ④ 個別注記表
 - ⑤ 連結株主資本等変動計算書
 - ⑥ 連結注記表
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(自 2025年3月1日)
(至 2026年2月28日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、賃上げが継続しているものの、食料品や日用品などの物価高が続く中、実質ベースの賃金は伸び悩み、衣料品を含めた消費活動は、節約志向の影響で弱含みの状況が続いております。

アパレル業界におきましては、暑くて長い夏、寒暖差が大きい冬といった気候変化に伴い、消費者が購入を直前まで見極める傾向に合わせ、得意先からは短納期の発注（いわゆる「引き付け型」）割合が高まっております。

また吸湿速乾、UVケア、発熱保温といった機能性素材の充実や、SNSなど消費者の購買機会を高めるための販促・マーケティング手法の提供ニーズが高まっております。当社ではこうした様々なニーズに機動的に対応していくと同時に、素材開発から商品企画・提案、生産といった川上から物流と販売に至る川下まで、サプライチェーン全体をマネージできる商社機能のアップデートに努めているところであります。商品の企画提案、生産から販売に至る工程管理を改めて整備し、品質をおろそかにしない体制の強化を進めているところであります。

当社グループでは、2025年度よりスタートした中期経営計画において、最重点課題として、既存卸売ビジネスの強靱化に取り組む中で事業分野ごとにROIC（投下資本利益率）に基づき、収益化の難しい事業の見直しや再構築を行うなど構造改革を進めているところでありますが、財務課題と併せて人事給与制度の刷新やダイバーシティ推進など人的資本の拡充、新たなグループウェアやAIの実装などDX加速による生産性向上に積極的に取り組んでいるところであります。

当連結会計年度の業績は、売上高が63,970百万円（前期比5.5%増）、営業利益は1,942百万円（前期比48.0%増）、経常利益は1,947百万円（前期比43.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,615百万円（前期比45.9%増）となり、増収増益につなげることができました。

セグメント別の売上高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメント	第114期 (前連結会計年度)	第115期 (当連結会計年度)	増減率
アパレル・テキスタイル関連事業	53,841	56,742	5.4%
賃 貸 事 業	885	917	3.6%
マ テ リ ア ル 事 業	4,903	5,269	7.4%
そ の 他	1,002	1,041	3.9%

② 対処すべき課題

今年度の見通しにつきましては、中東情勢を背景とした原油・エネルギー価格の高騰懸念や、それに伴う物流費・原材料費への波及など、サプライチェーン全体において想定を超えるコスト上昇リスクが顕在化しつつあります。さらに、これらを要因とする広範な物価高が、消費者の生活防衛意識を一段と強めることが予想されます。こうした外部環境の悪化が当社グループの経営に与える影響は大きいと予想しておりますが、2025年度よりスタートした中期経営計画を着実に実行していくことでコア事業の強靱化を果たし、リスクの吸収に努めてまいります。また、どのような環境下でも得意先と市場のニーズに応え、「選ばれるサプライヤーであり続けるために」持続的な成長を支える基盤のアップデートに注力してまいります。特に重点分野として、競争の源泉である人的資本の拡充、AIや新たなグループウェアなどDXの加速、サプライチェーンと物流基盤の強化、品質管理のレベルアップなどに的確に経営資源を配分してまいります。同時に、中期経営計画で掲げた「年間5億円以上の株主還元」という目標を実行し、資本効率の向上と持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 112 期 (2023年2月期)	第 113 期 (2024年2月期)	第 114 期 (2025年2月期)	第 115 期 (当連結会計年度 2026年2月期)
売 上 高	61,813	57,736	60,633	63,970
経 常 利 益	303	791	1,358	1,947
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△282	769	1,107	1,615
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△30円75銭	83円67銭	123円50銭	187円02銭
総 資 産	47,121	48,555	47,208	50,877
純 資 産	27,868	30,285	30,267	32,555
1株当たり純資産	3,014円62銭	3,317円20銭	3,465円13銭	3,824円45銭

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第112期 (2023年2月期)	第113期 (2024年2月期)	第114期 (2025年2月期)	第115期(当期) (2026年2月期)
売 上 高	60,465	56,464	59,108	62,478
経 常 利 益	556	762	1,088	1,691
当 期 純 利 益	46	627	918	1,440
1株当たり当期純利益	5円08銭	68円30銭	102円37銭	166円79銭
総 資 産	44,866	45,862	44,354	47,925
純 資 産	24,848	27,089	26,876	28,915
1株当たり純資産	2,686円42銭	2,966円13銭	3,075円73銭	3,395円57銭

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ティー・ティー・シー株式会社	80百万円	100.0%	グループ企業に対する機器リース及び不動産賃貸管理
ティー・エフ・シー株式会社	50百万円	100.0	衣料品及び衣料用パターン・サンプルの製造販売
タキヒヨー(上海)貿易有限公司	3百万元	100.0	海外生産衣料品の品質・納期管理
株式会社タキヒヨー・オペレーション・プラザ	40百万円	100.0	当社商品の保管及び入出荷業務

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

セグメント	主な取扱い製品等
アパレル・テキスタイル関連事業	レディスアパレル、ベビー・キッズアパレル、ホームウェア、メンズアパレル、ゴルフウェア、テキスタイル等の企画・製造・販売、物流事業
賃貸事業	不動産賃貸管理、事務機器等のリース
マテリアル事業	合成樹脂・化成品の販売等
その他	フランチャイジーとしての「コメダ珈琲店」の運営、他社の物流業務の受託

(7) 主要な営業所及び工場

当 社	本 社	愛 知 県
	東 京 支 店	東 京 都
	大 阪 支 店	大 阪 府
	ニューヨーク支店	ア メ リ カ
	ミ ラ ノ 支 店	イ タ リ ア
株式会社タキヒヨー・ オペレーション・プラザ	犬山第1センター	愛 知 県
	犬山第2センター	
ティール・エフ・シー株式会社	北 陸 工 場	富 山 県
タキヒヨー(上海) 貿 易 有 限 公 司	大 連 分 公 司 タキヒヨー大連品質管理センター	中 国

(注) ミラノ支店は2026年3月に閉鎖しております。

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
731 名	28(増) 名

(注) 従業員数は期末の就業人員であります。

② 当社の従業員数

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	233 名	7(増) 名	48.1 才	18.8 年
女 性	307	10(増)	38.6	10.6
合計または平均	540	17(増)	42.7	14.2

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	2,200百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000
株 式 会 社 あ い ち 銀 行	700
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	500

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 8,487,735株（自己株式312,265株を除く。）

(2) 株 主 数 5,954名

(3) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社キョクヨーホールディングス	2,400	28.27
株式会社旭洋興産	420	4.95
立花証券株式会社	282	3.32
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	270	3.18
株式会社三菱UFJ銀行	258	3.04
タキヒヨー取引先持株会	216	2.55
日本生命保険相互会社	164	1.94
滝 茂夫	121	1.42
三井住友信託銀行株式会社	120	1.41
第一生命保険株式会社	120	1.41

- (注) 1. 当社は、自己株式312千株を所有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算し、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

当社は取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度に基づき、当事業年度中に交付した株式の状況は以下のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	4,400株	4名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項(4)取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	滝 一 夫	
取 専 務 執 行 役 員	武 藤 篤	社長補佐兼スタッフ担当
取 常 務 執 行 役 員	板 倉 秀 紀	ガーメントグループマネジャー兼生 産統括グループマネジャー
取 執 行 役 員	土 屋 旅 人	スタッフ副担当兼グローバルブラン ドグループマネジャー
取 締 役	小笠原 剛	株式会社三菱UFJ銀行顧問
取 締 役	金 子 靖 代	
取 (常勤監査等委員)	丹 羽 卓 三	
取 (監査等委員)	鷲 野 直 久	
取 (監査等委員)	海老澤 美 幸	

- (注) 1. 取締役の小笠原剛氏、金子靖代氏、鷲野直久氏、海老澤美幸氏は社外取締役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 日常的に重要な社内会議に出席することで情報を収集し、会計監査人、内部監査部門等と緊密に連携して、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員の鷲野直久氏は公認会計士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員の海老澤美幸氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2026年3月1日付の地位、担当及び重要な兼職の異動
- | | | |
|------------|-------|-------------------------------------|
| 取締役 常務執行役員 | 板倉 秀紀 | ガーメントグループマネジャー
兼QC/生産統括グループマネジャー |
| 取締役 常務執行役員 | 土屋 旅人 | スタッフ副担当兼グローバルブラン
ドグループ管掌 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役及び社外取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、保険料は会社が負担しておりますが、株主代表訴訟部分（保険料総額の概ね5%）については、当社取締役が報酬等に応じて負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人数
		固定報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く)	120	103	11	5	6名
(うち、社外取締役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(2名)
取締役(監査等委員)	26	25	0	-	3名
(うち、社外取締役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(2名)
合計	146	128	12	5	9名
(うち、社外取締役)	(25)	(25)	(-)	(-)	(4名)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

② 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

第109期定時株主総会（2020年5月27日開催）において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は月額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分を含まない）、うち社外取締役分は月額3百万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は月額8百万円以内とすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は2名）、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、この報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、年間35,000株以内及び年額70百万円以内の範囲内で譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することを、第114期定時株主総会（2025年5月28日開催）においてご承認いただいております。当該株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は4名です。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。本項において、以下同じ。）の個人別の報酬等

(i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

(ii) 決定方針の概要

固定報酬は、各取締役の役位、職責、会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、毎月支給いたします。賞与は、各取締役の会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、固定報酬に上乘せして支給いたします。

非金銭報酬に関しては、譲渡制限付株式を導入しており、各事業年度の会社業績と会社業績への貢献度に応じ、取締役会で決定いたします。

業績連動報酬は、現時点では導入しておりません。

報酬等の種類ごとの割合については、報酬諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会で決定いたします。

(iii) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長執行役員滝一夫氏が取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の固定報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬の具体的金額についての決定であり、当該権限を委任した理由は、代表取締役社長執行役員が各取締役の相対評価を最も適切に行える立場にあり、報酬額を決定するに相応しいと判断しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長執行役員は、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬諮問委員会における答申を尊重し、取締役の個人別の報酬を決定することとしております。

(iv) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬諮問委員会の検討を経て、決定方針に基づき決定されており、取締役会はその決定プロセスを妥当と判断しております。

④ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬と賞与で構成されており、監査等委員は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査等委員の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を決定しております。

⑤ 非金銭報酬等に関する事項

当社は、企業価値の向上を目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度は、対象取締役に対し金銭報酬債権の現物出資により普通株式（年間35,000株以内及び年額70百万円以内）を交付するもので、譲渡制限期間は退任時までとしております。なお、一定の事由が生じた場合には、当社は当該株式を当然に無償取得いたします。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 小笠原 剛 氏

- (i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- (ii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、金融機関の元経営者として有する幅広い見識と豊富な経営経験に基づき的確な発言を行い、経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。

② 取締役 金子 靖代 氏

- (i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- (ii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、事業会社の元経営者として有する幅広い見識と豊富な経営経験に基づき的確な発言を行い、経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。

③ 取締役（監査等委員） 鷲野 直久 氏

- (i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- (ii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した12回の取締役会、13回の監査等委員会の全てに出席し、公認会計士としての専門知識を活かしつつ、幅広い見識と豊富な実務経験に基づき的確な発言を行い、ガバナンス体制の強化及び経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。

④ 取締役（監査等委員） 海老澤 美幸 氏

- (i) 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- (ii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した12回の取締役会、13回の監査等委員会の全てに出席し、弁護士としての専門知識を活かしつつ、幅広い見識と豊富な実務経験に基づき的確な発言を行い、ガバナンス体制の強化及び経営の監督機能の向上に適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

34,500千円

(注) 1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬額を含めております。

2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34,500千円

なお、在外連結子会社のタキヒヨー(上海)貿易有限公司は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以 上

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部            |               | 負債の部            |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科目              | 金額            | 科目              | 金額            |
| <b>流動資産</b>     | <b>22,290</b> | <b>流動負債</b>     | <b>14,633</b> |
| 現金及び預金          | 4,095         | 支払手形            | 4,244         |
| 受取手形            | 269           | 買掛金             | 3,075         |
| 電子記録債権          | 2,398         | 短期借入金           | 3,040         |
| 売掛金             | 9,112         | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,300         |
| 商品              | 4,786         | リース債務           | 6             |
| 前払費用            | 388           | 未払金             | 2,436         |
| リース債権           | 129           | 未払法人税等          | 171           |
| その他の債権          | 6             | 賞与引当金           | 82            |
| 貸倒引当金           | 1,106         | その他             | 276           |
|                 | △2            | <b>固定負債</b>     | <b>4,376</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>25,635</b> | 長期借入金           | 1,900         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>17,804</b> | リース債務           | 28            |
| 建物              | 910           | 役員退職慰労引当金       | 11            |
| 構築物             | 5             | 資産除去債務          | 150           |
| 機械及び装置          | 2             | 繰延税金負債          | 1,979         |
| 車両運搬具           | 9             | 再評価に係る繰延税金負債    | 63            |
| 工具、器具及び備品       | 1,182         | その他             | 242           |
| 土地              | 15,694        | <b>負債合計</b>     | <b>19,010</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>192</b>    | <b>純資産の部</b>    |               |
| ソフトウェア          | 155           | <b>株主資本</b>     | <b>25,337</b> |
| リース資産           | 34            | 資本金             | 3,622         |
| その他             | 1             | 資本剰余金           | 4,148         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>7,638</b>  | 資本準備金           | 4,148         |
| 投資有価証券          | 5,607         | 利益剰余金           | 18,135        |
| 関係会社株式          | 990           | 利益準備金           | 806           |
| 出資金             | 2             | その他利益剰余金        | 17,329        |
| 前払年金費用          | 110           | 固定資産圧縮積立金       | 1,256         |
| 長期滞留債権          | 40            | 別途積立金           | 10,500        |
| 長期前払費用          | 22            | 繰越利益剰余金         | 5,572         |
| 長期差入保証金         | 761           | <b>自己株式</b>     | <b>△569</b>   |
| 保険積立金           | 87            | 評価・換算差額等        | 3,483         |
| その他             | 55            | その他有価証券評価差額金    | 2,964         |
| 貸倒引当金           | △40           | 繰延ヘッジ損益         | 515           |
|                 |               | 土地再評価差額金        | 3             |
| <b>資産合計</b>     | <b>47,925</b> | 新株予約権           | 95            |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>28,915</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>47,925</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2025年3月1日)  
(至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金   | 額      |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高                 |     | 62,478 |
| 売 上 原 価               |     | 49,362 |
| 売 上 総 利 益             |     | 13,115 |
| 販売費及び一般管理費            |     | 11,403 |
| 営 業 利 益               |     | 1,711  |
| 営 業 外 収 益             |     |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 134 |        |
| そ の 他                 | 47  | 182    |
| 営 業 外 費 用             |     |        |
| 支 払 利 息               | 197 |        |
| そ の 他                 | 5   | 202    |
| 経 常 利 益               |     | 1,691  |
| 特 別 利 益               |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 3   | 3      |
| 特 別 損 失               |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損     | 1   | 1      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 1,693  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 217 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 35  | 252    |
| 当 期 純 利 益             |     | 1,440  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>23,581</b> | <b>流動負債</b>     | <b>13,716</b> |
| 現金及び預金          | 5,254         | 支払手形及び買掛金       | 7,321         |
| 受取手形及び売掛金       | 11,868        | 短期借入金           | 2,000         |
| 商品及び製品          | 4,922         | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,300         |
| 仕掛品             | 28            | リース債務           | 44            |
| 原材料及び貯蔵品        | 33            | 未払金             | 2,377         |
| その他             | 1,475         | 未払法人税等          | 227           |
| 貸倒引当金           | △1            | 賞与引当金           | 95            |
| <b>固定資産</b>     | <b>27,296</b> | その他             | 350           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>20,249</b> | <b>固定負債</b>     | <b>4,605</b>  |
| 建物及び構築物         | 2,205         | 長期借入金           | 1,900         |
| 機械装置及び運搬具       | 65            | リース債務           | 16            |
| 工具、器具及び備品       | 1,307         | 退職給付に係る負債       | 29            |
| 土地              | 16,671        | 役員退職慰労引当金       | 11            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>228</b>    | 資産除去債務          | 179           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,818</b>  | 繰延税金負債          | 2,104         |
| 投資有価証券          | 5,699         | 再評価に係る繰延税金負債    | 63            |
| 出資金             | 2             | その他             | 300           |
| 退職給付に係る資産       | 164           | <b>負債合計</b>     | <b>18,321</b> |
| 長期差入保証金         | 758           | <b>純資産の部</b>    |               |
| 保険積立金           | 87            | <b>株主資本</b>     | <b>28,666</b> |
| 繰延税金資産          | 21            | 資本金             | 3,622         |
| その他             | 128           | 資本剰余金           | 4,148         |
| 貸倒引当金           | △43           | 利益剰余金           | 21,464        |
| <b>資産合計</b>     | <b>50,877</b> | 自己株式            | △569          |
|                 |               | その他の包括利益累計額     | 3,794         |
|                 |               | その他有価証券評価差額金    | 2,993         |
|                 |               | 繰延ヘッジ損益         | 515           |
|                 |               | 土地再評価差額金        | 3             |
|                 |               | 為替換算調整勘定        | 244           |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額    | 37            |
|                 |               | <b>新株予約権</b>    | <b>95</b>     |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>32,555</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>50,877</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2025年3月1日  
至 2026年2月28日)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金   | 額      |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高                 |     | 63,970 |
| 売 上 原 価               |     | 50,557 |
| 売 上 総 利 益             |     | 13,413 |
| 販売費及び一般管理費            |     | 11,471 |
| 営 業 利 益               |     | 1,942  |
| 営 業 外 収 益             |     |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 141 |        |
| そ の 他                 | 55  | 196    |
| 営 業 外 費 用             |     |        |
| 支 払 利 息               | 185 |        |
| そ の 他                 | 5   | 191    |
| 経 常 利 益               |     | 1,947  |
| 特 別 利 益               |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 9   |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 3   | 13     |
| 特 別 損 失               |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損     | 1   |        |
| そ の 他                 | 0   | 1      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 |     | 1,959  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 306 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 37  | 343    |
| 当 期 純 利 益             |     | 1,615  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |     | 1,615  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

タキヒヨー株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 都 成 哲  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中 岡 秀二郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タキヒヨー株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月10日

タキヒヨー株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 都 成 哲  
公認会計士 中 岡 秀二郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タキヒヨー株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タキヒヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第115期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては、取締役の職務の執行も含め、今後ともグループ内部統制の継続的な見直しと改善が重要であると考えます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月10日

タキヒヨー株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 丹羽卓三 ㊟  
監査等委員 海老澤美幸 ㊟  
監査等委員 鷺野直久 ㊟

(注) 監査等委員 海老澤美幸及び鷺野直久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的な経営基盤の確立のため、財務体質の強化に努めるとともに、配当についても株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。更に、積極的かつ安定した配当を継続するとともに、内部留保を充実すること等を勘案し配当を行うことを基本方針としております。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金25円 総額 212,193,375円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年5月28日

## 第2号議案 定款一部変更（事業目的の追加）の件

### 1. 変更の理由

今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）につきまして、目的事項の追加を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(28)（条文省略）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新設）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新設）</p> <p style="padding-left: 40px;">（新設）</p> <p>(29)前各号に付帯する一切の業務</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(28)（現行のとおり）</p> <p><u>(29)各種繊維製品の捺染・染色整理加工及び販売</u></p> <p><u>(30)染色原材料の生産・加工・売買及び輸出入</u></p> <p><u>(31)一般医療機器の販売及び輸出入</u></p> <p><u>(32)前各号に付帯する一切の業務</u></p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
 現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | たき かず お<br>滝 一 夫<br>(1960年1月27日生)       | 1990年3月 当社入社<br>2003年3月 執行役員テキスタイル事業部副事業部長<br>兼テキスタイルII部長兼企画開発室長<br>2004年5月 取締役テキスタイル事業部長兼企画開発室長<br>2008年3月 常務取締役テキスタイル事業部長<br>2010年3月 常務取締役営業部門副統轄<br>2011年3月 取締役社長<br>2016年5月 代表取締役社長執行役員<br>2019年9月 代表取締役社長執行役員営業本部長<br>2021年1月 代表取締役社長執行役員(現任)                                                      | 117,860株       |
| 2     | いた くら ひで のり<br>板 倉 秀 紀<br>(1971年2月15日生) | 1994年4月 当社入社<br>2013年3月 アパレル事業部婦人II部長<br>2014年3月 アパレル営業部メンズ部長<br>2021年1月 執行役員アパレルグループ副マネジャー<br>2022年5月 取締役執行役員ゲーム第1グループマネジャー<br>2023年3月 取締役常務執行役員ゲーム第1グループマネジャー<br>2023年9月 取締役常務執行役員ゲーム第1グループマネジャー<br>2025年3月 取締役常務執行役員ゲームグループマネジャー兼生産統括グループマネジャー<br>2026年3月 取締役常務執行役員ゲームグループマネジャー兼QC/生産統括グループマネジャー(現任) | 2,100株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | つち や たび と<br>土屋 旅 人<br>(1979年8月30日生) | 2002年4月 当社入社<br>2019年3月 グローバルテキスタイル営業部貿易部長<br>2021年1月 グローバルトレードグループマネジャー<br>2022年2月 グローバルトレードグループマネジャー<br>兼メランジトップグループマネジャー<br>2022年3月 執行役員社長付兼グローバルトレード<br>グループマネジャー兼メランジトップ<br>グループマネジャー<br>2023年5月 取締役執行役員グローバルトレード<br>グループマネジャー兼メランジトップ<br>グループマネジャー<br>2023年9月 取締役執行役員グローバルブランド<br>グループマネジャー<br>2025年3月 取締役執行役員スタッフ副担当兼<br>グローバルブランドグループマネジャー<br>2026年3月 取締役常務執行役員スタッフ副担当<br>兼グローバルブランドグループ管掌<br>(現任) | 2,100株         |
| 4         | おがさわら たけし<br>小笠原 剛<br>(1953年8月1日生)   | 1977年4月 株式会社東海銀行入行<br>2004年5月 株式会社UFJ銀行執行役員<br>2004年6月 同行取締役執行役員<br>2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員<br>2007年5月 同行常務執行役員<br>2008年6月 同行常務取締役<br>2011年5月 同行専務取締役<br>2012年6月 同行代表取締役副頭取<br>2016年6月 同行常任顧問<br>2017年6月 株式会社御園座代表取締役会長(現任)<br>2018年6月 株式会社三菱UFJ銀行顧問(現任)<br>2020年5月 当社社外取締役(現任)<br>2021年6月 株式会社スズケン社外取締役監査等<br>委員(現任)<br>2024年6月 名古屋鉄道株式会社社外監査役(現任)<br>2024年6月 中部日本放送株式会社社外監査役(現任)                       | 400株           |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                                  | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5      | かね こ やす よ<br>金子靖代<br>(1959年7月17日生)            | 1984年4月 株式会社シーボン化粧品総合本舗<br>(現株式会社シーボン) 入社<br>2000年6月 同社取締役管理本部長<br>2002年6月 同社専務取締役<br>2004年9月 同社取締役副社長<br>2005年12月 同社代表取締役社長<br>2019年7月 株式会社ZERO代表取締役社長<br>2021年10月 株式会社ピーシーデポコーポレーション<br>副社長執行役員<br>2022年6月 同社取締役副社長執行役員<br>2024年5月 当社社外取締役(現任)<br>2024年6月 ティアック株式会社社外取締役(現任)                                                                                                                                                                                                            | 一株             |
| 6<br>※ | ポール キャンドランド<br>PAUL CANDLAND<br>(1958年12月4日生) | 1985年6月 Owens Corning Corporation入社<br>1987年4月 PepsiCo, INC. 入社<br>1994年11月 沖縄ペプシコーラ社社長<br>1998年4月 ペプシコインターナショナル日本支社代表<br>1998年11月 ディズニーストア・ジャパン株式会社<br>代表取締役総支配人<br>2002年4月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社<br>ウォルト・ディズニー・テレビジョン<br>・インターナショナル・ジャパンマネージング<br>ディレクター<br>2007年6月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社<br>代表取締役社長<br>2014年7月 ウォルト・ディズニー・カンパニー・アジア<br>プレジデント<br>2018年9月 PMCパートナーズ株式会社<br>マネージングディレクター(現任)<br>2019年6月 ヤマハ株式会社社外取締役(現任)<br>2019年9月 Age Of Learning, Inc. CEO<br>2022年3月 株式会社電通グループ社外取締役(現任) | 一株             |

- (注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. ※は、新任取締役候補者であります。  
3. 各候補者を取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。  
(1) 滝一夫氏につきましては、テキストイル事業をはじめとした当社事業の全般に精通し、2011年3月に当社の取締役社長に就任して以来、優れた経営手腕とリーダーシップを発揮していることから、取締役候補者となりました。  
(2) 板倉秀紀氏につきましては、アパレル全般の豊富な知識と営業の責任者を務めた経験を当社の経営に活かしていただくため、取締役候補者となりました。

- (3) 土屋旅人氏につきましては、アパレル全般の豊富な知識と営業の責任者を務めた経験を有し、ガバナンスに加えリスクマネジメントの分野でも当社の変革に尽力していることから、取締役候補者となりました。
- (4) 小笠原剛氏につきましては、金融機関の経営者として有する幅広い見識と豊富な経営経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。選任後は、引き続き、独立の立場から経営の監督機能の向上に尽力いただくことを期待しております。
- (5) 金子靖代氏につきましては、事業会社の経営者として有する幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。選任後は、引き続き、独立の立場から経営の監督機能の向上に尽力いただくことを期待しております。
- (6) PAUL CANDLAND氏につきましては、事業会社の経営者として幅広い見識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者となりました。選任後は、独立の立場から経営の監督機能の向上に尽力いただくことを期待しております。
4. 小笠原剛氏、金子靖代氏、PAUL CANDLAND氏は、社外取締役候補者となります。社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりです。
  - (1) 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員の候補者の選定をしております。
  - (2) 当社は、小笠原剛氏、金子靖代氏の両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定です。また、PAUL CANDLAND氏が選任された場合は同様に独立役員として届け出る予定です。
  - (3) 小笠原剛氏、金子靖代氏の両氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、それぞれ6年及び2年となります。
  - (4) 当社と小笠原剛氏、金子靖代氏の両氏は、会社法第423条第1項の責任について、両氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約は継続となります。また、PAUL CANDLAND氏が選任された場合は同様に責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
6. 監査等委員会は、当社の企業理念及び経営戦略等を踏まえ、取締役会がその役割責務を実効的に果たすための知識・経験・能力のバランス及び員数等について検討を行い、指名諮問委員会の勧告に基づき取締役会が決定した全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br>※ | みわ たか ひで<br>三輪 孝 秀<br>(1964年12月8日生)   | 1987年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行<br>2017年6月 当社出向スタッフ部門統轄付特命担当<br>2017年11月 経理部長<br>2018年3月 当社入社<br>2020年3月 執行役員経理部長<br>2021年1月 執行役員経理セクションリーダー(現任) | 1,800株         |
| 2      | えびさわ み ゆき<br>海老澤 美 幸<br>(1975年8月12日生) | 1998年4月 自治省(現 総務省)入省<br>1999年10月 株式会社宝島社入社<br>2017年1月 弁護士登録<br>2019年8月 三村小松法律事務所入所(現任)<br>2022年5月 株式会社高島屋社外取締役(現任)<br>2024年5月 当社社外取締役監査等委員(現任)    | 一株             |
| 3<br>※ | みず の まさる<br>水 野 大<br>(1964年4月16日生)    | 1989年4月 名古屋鉄道株式会社入社<br>1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所<br>2011年7月 同法人パートナー就任<br>2024年7月 水野大公認会計士事務所所長(現任)                                     | 一株             |

- (注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. ※は、新任監査等委員である取締役候補者であります。  
 3. 各候補者を監査等委員である取締役候補者とした理由は、以下のとおりです。
- (1) 三輪孝秀氏につきましては、当社の経理責任者を務めた経験を当社の監査体制に活かしていただくため、監査等委員である取締役候補者となりました。
  - (2) 海老澤美幸氏につきましては、ファッション業界の法律問題を中心に、弁護士としての豊富な知見を有しており、ガバナンス体制の強化及び経営の監督機能の向上が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (3) 水野大氏につきましては、公認会計士としての専門的分野を含めた幅広い見識と豊富な実務経験を有しており、ガバナンス体制の強化及び経営の監督機能の向上が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としました。
4. 海老澤美幸氏、水野大氏の両氏は監査等委員である社外取締役候補者となります。監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
  - (1) 当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立役員の候補者の選定をしております。
  - (2) 海老澤美幸氏につきましては、当社は既に東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定です。また、水野大氏が選任された場合は同様に独立役員として届け出る予定です。
  - (3) 海老澤美幸氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
  - (4) 水野大氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者であるEY新日本有限責任監査法人の業務執行者であったことがあり、2012年6月から2015年5月まで、および2017年6月から2024年5月まで、当社の会計監査業務の業務執行社員を務めておりました。同氏のEY新日本有限責任監査法人における過去10年間の地位及び担当は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
5. 当社と海老澤美幸氏は、会社法第423条第1項の責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、同氏が選任された場合には当該契約は継続となります。また、三輪孝秀氏、水野大氏の両氏が選任された場合は同様に責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考)

取締役のスキルマトリックス(第3号議案、第4号議案が承認された場合)

|               | 知見・経験 |                      |              |        |              |       |
|---------------|-------|----------------------|--------------|--------|--------------|-------|
|               | 企業経営  | 法務・<br>リスクマネ<br>ジメント | 財務・会計・<br>税務 | 国際ビジネス | サステナ<br>ビリティ | 営業・販売 |
| 滝 一夫          | ○     | ○                    |              | ○      | ○            | ○     |
| 板倉 秀紀         |       |                      |              | ○      | ○            | ○     |
| 土屋 旅人         |       | ○                    |              | ○      | ○            | ○     |
| 小笠原 剛         | ○     | ○                    | ○            | ○      |              |       |
| 金子 靖代         | ○     |                      |              |        | ○            | ○     |
| PAUL CANDLAND | ○     |                      |              | ○      |              | ○     |
| 三輪 孝秀         |       | ○                    | ○            |        |              |       |
| 海老澤 美幸        |       | ○                    |              |        | ○            |       |
| 水野 大          |       | ○                    | ○            |        |              |       |

## <株主提案>

第5号議案から第8号議案までは、当社株主であるLIM JAPAN EVENT MASTER FUND様（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。以下の議案の要領及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

### 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）廃止の件

#### (1) 議案の要領

2024年5月29日開催の当社第113期定時株主総会において一部変更及び継続が承認された「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）」を廃止する。

#### (2) 提案の理由

当社取締役会は、2022年に国内の大手投資ファンドと連携したMB0（経営陣による買収）の提案を受けたが、当社の取締役会でMB0の受入れが否決された。一部報道によって報じられた事実関係だが、実際に、同取締役会の採決に参加した複数の取締役がMB0提案が存在した経緯を概ね認めている。

にもかかわらず、当社の株式の多くが創業家や持ち合い株主に保有されていることを逆手に取り、当社取締役会は2024年に買収防衛策の更新を決めた。経済産業省が2023年8月に公表した「企業買収における行動指針」は、「真摯な買収提案」に対しては「真摯な検討」をするべきであるという大原則を述べているが、買収防衛策の存在は、潜在的買収者による「真摯な買収提案」をためらわせる「委縮効果」をもたらす。

少数株主保護に万全を期して導入・運用されない限り、買収防衛策は、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益を損ねる。実際のところ、当社が投資ファンドからの買収提案を拒否した以降も、当社株式の株価純資産倍率(PBR)は1倍割れが常態化している。

当社は2025年2月末時点(第114期有価証券報告書)で、時価395億円(簿価182億円)の賃貸等不動産と時価30億円相当の政策保有株式を抱える。ただでさえ当社株式のPBRは直近で0.6倍程度に過ぎないが、不動産の含み益(税後)を考慮した場合、実質的なPBRは約0.4倍へと低下する。

それどころか、当社の株価は、不動産や投資有価証券といったノンコア資産を控除した実質的な企業価値(EV)がマイナスとなる水準に

ある。EVマイナスとは、プレミアムなしで当社を買収した場合、コアの事業がタダで手に入るうえに、お釣りが返ってくる異常な株価のバリュエーションである。

当社が2025年1月に発表した中期経営計画「Create Future with Passion」は、株価のディスカウントの要因となっているノンコア資産の処分計画とそれに対応した最適な資本・負債構成については触れていない。2027年度のPBR 目標は 0.8倍に過ぎない。流動性のある政策保有株式を持ち続け、担保価値のある不動産を温存しつつも負債比率を上げず、資本効率改善や毀損した株主価値を回復する指針が不十分なままに買収防衛策を維持しているだけに、上場企業の資格そのものが問われている。

肥大化したノンコア資産や過剰資本を温存した場合、株主価値の実態を反映しない低い株主資本利益率(ROE)をもたらす。一方、当社においては、ROEや株価が低迷しても、経営者が自己保身を図るのに都合の良い手段である買収防衛策を導入しており、少数株主保護が損なわれている。

仮に、賃貸等不動産の流動性の低さに鑑みて処分するのに一定の時間が必要というならば、次善策は買収防衛策の更新ではなく、まずは賃貸等不動産を処分する方針を示し、処分計画に合わせた最適な資本・負債構成にバランスシートを再構築することである。

「企業買収における行動指針」においては、買収防衛策に関して、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」（企業買収における行動指針 33-34頁）とある。一方で、当社の低迷しているPBRと実質的なEV マイナスを鑑みるに、当社では企業価値を高めるための合理的な努力とそれを時価総額に反映させる取組が達成されているとはいえない。

東京証券取引所が2023年1月に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている(すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていな

いと考えられる) 会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」としている。

当社経営陣が危機感を持ってPBR1倍割れと実質的EVマイナスの解消に努め、過剰資本の解消策を早期に打ち出すためには、買収防衛策の廃止こそが「改善に向けた方針や具体的な取組」の必要条件となる。

## <当社取締役会の意見>

**当社取締役会は、以下の理由により本議案（第5号議案）に反対いたします。**

2024年4月15日付の「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の一部変更及び継続について」においてお知らせしましたとおり、当社取締役会は、当社の買収を企図した大規模買付行為にあっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められない限り、これを阻止しようとするものではなく、当社株券等の大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆さまの判断にゆだねられるものと考えております。

しかしながら、突如として当社の経営に影響を持ちうる規模の当社株券等への買付行為がなされた場合、株主の皆さまが大規模買付者の買付行為が妥当かどうかを判断いただくための十分な時間と情報が提供されないことから、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるという観点から、当該買付等についての情報収集と当社取締役会の意見や代替案の提示の機会を確保することを目的として、大規模買付ルールを定め、併せて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要に応じて発動しうる大規模買付行為に対する相応の対抗措置を定めることといたしました。

当社の「買収への対応方針」は、2024年5月29日開催の第113期定時株主総会で継続の承認を得たものでありますが、その際には、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」を踏まえ、「買収への対応方針」における当社取締役会の諮問機関として、当社の独立役員である社外取締役のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会が判断を行う際には独立委員会の勧告を最大限尊重することとする内容の見直しを行っており、「企業買収における行動指針」を含む買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっているものと考えております。平時より「買収への対応方針」を導入していることで、株主の皆さまが十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かの適切な判断を可能とするための時間の確保および情報ならびに交渉機会の確保の流れを明文化しておく意義があると考えております。

なお、当社の「買収への対応方針」においては、上記のとおり、当社取締役会の諮問機関である独立委員会の勧告を最大限尊重することとされているとともに、取締役会が対抗措置の発動につき株主の皆さまの意思確認が必要と判断した場合、または独立委員会がその旨の勧告を行った場合には、株主総会を開催することがあるとされております。こうしたことから、当社の「買収への対応方針」は、当社と株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第6号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

### (1) 議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設し、現行定款第31条以降を各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | <u>(取締役報酬の個別開示)</u><br><u>第31条 取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。</u> |

### (2) 提案の理由

当社は、経営者による「会社の私物化」を可能にし、株主共同の利益をないがしろにする手段として機能するリスクの高い、買収防衛策を導入している。加えて、当社の株価はPBRの1倍割れと実質的なEVマイナスが続いており、株主価値向上の指針が不十分なままに買収防衛策を維持するならば、上場の意義そのものが問われる。買収防衛策は、業績や株価が低迷し、株価のバリュエーションが真正なる株主価値を反映していなくても、経営者が自己保身を図るのに都合の良い手段であるからこそ、多くの機関投資家はその導入・継続に反対する。

経済産業省が2023年8月に公表した「企業買収における行動指針」においては、買収防衛策に関して、「会社としては、対応方針の導入を検討するのであれば、まずもって平時から企業価値を高めるための合理的な努力を貫徹するとともに、それが時価総額に反映されるよう取り組むことが求められる」(企業買収における行動指針 33-34頁)としているが、当社の中期経営計画「Create Future with Passion」や低迷する当社株価のバリュエーションを鑑みるに、当社では企業価値を高めるための合理的な努力とそれを時価総額に反映させる取組が達成されているとはいえない。

当社は、買収防衛策を導入しているという点で、重大なコーポレートガバナンス上の問題が生じているうえ、PBR1倍割れと実質的なEVマイナスが長期化しているため、合理的なキャピタル・アロケーション

と最適な資本・負債構成を希求する必要がある。対して、取締役の個別の報酬は、取締役会が当社の直面する課題をどのように評価し、それを個別の取締役の報酬にどのように反映しているかを示しており、コーポレートガバナンスとキャピタル・アロケーションの問題の原因を明らかにする役割を果たす。

買収防衛策導入に加えて、PBRの1倍割れと実質的なEVマイナスを放置する当社の取締役会においては、当社が抱えるコーポレートガバナンス上の問題を改善する役割を果たし、業績面でも経営陣に責任感を持たせることが期待できない。よって、株主がより積極的に牽制を効かせることができるような環境を整えるべく、取締役報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案する。

当社が2025年6月に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」によると、監査等委員でない取締役への報酬としては、「固定報酬は、各取締役の役位、職責、会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、毎月支給いたします。賞与は、各取締役の会社業績に対する貢献度を総合的に勘案して決定し、固定報酬に上乘せして支給いたします。非金銭報酬に関しては、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、各事業年度の会社業績と会社業績への貢献度に応じ、取締役会で決定いたします」とするが、金額とその算出方法が明示されていない。そもそも、業績連動報酬においては、「現時点では導入しておりません」としており、ROEといった資本効率に関連して達成すべき数値目標が加味されておらず、取締役のインセンティブが少数株主の利益とどのように連動しているのかを公表資料から窺い知ることができない。

コーポレートガバナンス・コードは、「原則4-2. 取締役会の役割・責務 (2)」の補充原則4-2①において、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」と定めているが、当社の取締役の報酬制度は、株主共同の利益に資する仕組みとはなっていない可能性が高い。

そこで、株主及び株式市場が当社経営陣のパフォーマンス及び当社のコーポレートガバナンスの問題を適切に評価することができる環境を整えるため、取締役の報酬の個別開示を当社に義務付ける旨の定款規定を設けることを提案する。

## <当社取締役会の意見>

**当社取締役会は、以下の理由により本議案（第6号議案）に反対いたします。**

当社は、取締役の報酬決定プロセスにおける客観性と透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役で構成し、かつ、委員長も独立社外取締役が務める報酬諮問委員会を設置し、当該委員会の答申を踏まえた上で、取締役会において取締役の報酬の審議を行っております。取締役会は、各取締役の具体的な報酬額の決定を代表取締役社長に委ねておりますが、代表取締役は、同委員会の答申内容に基づき決定することとしており、代表取締役において、恣意的な決定がなされることはありません。

なお、当社においては、取締役報酬について、その責任と役割により役職ごとの月額報酬に、単年業績や事業基盤整備への貢献度を総合的に勘案し上乗せ額を決定し支給しております。加えて、2025年3月28日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、中長期的な企業価値の向上と株主の皆さまとの価値共有を目的に、2025年度より譲渡制限株式報酬を導入し、付与を開始したところであります。

取締役の報酬については、会社法や金融商品取引法の定めに基づき、決定・開示しているところであり、加えてコーポレートガバナンス・コードの改訂などに応じて機動的な見直しを行っており、取締役の報酬決定の公正性及び開示の適切性は十分に確保されていると考えております。

したがいまして、取締役報酬の個別開示といった詳細事項を定めることは適切ではないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第7号議案 剰余金の処分の件

### (1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

#### ア 配当財産の種類

金銭

#### イ 1株当たり配当額

金150円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金150円）

#### ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額(配当総額は、1株当たり配当額に2026年2月28日現在の当社発行済み普通株式総数(自己株式を除く。))を乗じて算出した金額)

#### エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

#### オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

### (2) 提案の理由

提案した一株当たり150円の配当額は、2026年2月期の予想1株当たり純利益に一致する。当社の株価はPBRが1倍を大幅に割り込み、実質的なEVはマイナスにあるが、このような事態は、時価総額に比して大きな賃貸等不動産や投資有価証券の保有に拘泥し、最適ではない資本・負債比率を温存することで、株主資本コストが押し上げられ、過剰資本によって資本効率が低迷することに起因している。よって、株主資本の肥大化がさらに膨らみ、株価のディスカウントが慢性化することで、株主価値が毀損し続けるリスクを勘案するならば、抜本的な株主還元を踏み切ることこそが、少数株主保護に資する。

東京証券取引所が2023年1月に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促してい

くことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている(すなわち、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる)会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」とした。

東京証券取引所が同日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」でも、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとしている。

したがって、本提案は東京証券取引所の一連の要請の精神に則った内容である。

<当社取締役会の意見>

**当社取締役会は、以下の理由により本議案（第7号議案）に反対いたします。**

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重点施策の一つと位置づけ、2025年度よりスタートした中期経営計画の中でも、配当金と自己株式取得を合わせて5億円以上を目標値として、お示ししているところであります。

当社は2022年度まで3期連続の最終赤字という、たいへん厳しい時期を経験いたしました。しかし、「Revitalize Plan（黒字体質復活プラン）」の中で、希望退職制度や国内外の拠点廃止とスリム化、低採算事業の撤退と見直しに取り組んだ結果、黒字転換を果たし、現在は再成長に向けた道半ばであると認識しております。配当金につきましては、業績の回復に伴い、年間で、2023年度/25円、2024年度/35円、2025年度/45円（会社側提案）、2026年度/50円（予想）と連続して増配を行っているところであります。

一方で、中東の地政学リスクに伴い、当社の事業に直結する原料価格や物流費の高騰が懸念されるとともに、物価高に伴う生活防衛意識の高まりから衣料品消費の一段の減退が見込まれるなど、当社を取り巻く外部環境は極めて不透明な状況であります。こうした中において、一定水準の利益を内部留保として確保し、強固な財務基盤を維持することは、株主の皆さまの利益とも一致すると考えております。また、当社のROE、PBRが市場の評価水準に達していないことは重く受け止めておりますが、一時的な多額の株主還元よりも、持続的な成長に向け、競争力の源泉である人的資本、DX投資、物流機能強化、サステナビリティなどに手元資金を戦略的に振り向けていく方針であります。これらの成長投資は、将来の収益基盤づくりであり、株主の皆さまとの共同の利益に合致するものと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第8号議案 自己株式の取得の件

### (1) 議案の要領

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数36万6000株、取得価格の総額8億3300万円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法461条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### (2) 提案の理由

時価総額に対して不釣り合いに大きいノンコア資産や過剰資本を放置したままでは、株主資本コストにROEが劣後する非効率的な資本配分を是正できないため、PBRの1倍割れが半ば恒久化する可能性が高い。対して、当社の過去10年間の平均ROEは1%にも満たず、当社の株主価値及び企業価値は毀損され続けてきた。

よって、抜本的な自社株買いが必要となる。上述のとおり、当社は、流動性の高い政策保有株式を保有し、自己資本比率も高いため、自己株式の取得余力が十分にある。提案した株式総数は、当社株式の過去1年の売買高の15%に相当し、流動性の観点からしても、市場が十分に吸収できる合理的な水準である。

当社は2025年2月末時点で、時価395億円(簿価182億円)の賃貸等不動産と時価30億円相当の政策保有株式を抱える。2025年11月末時点の自己資本比率は約62%あり、不動産の含み益(税後)を考慮すると、実質的な自己資本比率は71%程度に上昇する。つまり、当社の財務体質を損ねることなく、提案した自己株式の取得により、ROEを高めることができる。

確かに、当社が2023年1月に発表した「Revitalize Plan」はコア事業の再生とコスト削減が高い優先順位にあった。しかし、コア事業の再建が軌道に乗った一方で、過剰資本によってPBRが大幅に1倍を割れている現状においては、ROE向上こそが経営の喫緊の課題となる。

東京証券取引所が2023年1月に公表した「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」では、「我が国においては、経営者が資本コストや株価を意識していないケースが多く、経営者の意識改革やリテラシー向上、企業経営における自律性の向上が必要」、「まずは、経営者に対して、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を行ったうえで、必要に応じて、改善に向けた方針や具体的な取組などを開示することを促していくことにより、それをきっかけとした対話の促進や、経営者のリテラシー向上を図っていくことが考えられる」とした上で、「特に、継続的にPBRが1倍を割れている(すなわち、資本コストを上回る資本収益

性を達成できていない、あるいは、資本コストを上回る資本収益性を達成しているものの将来の成長性が投資者から十分に期待されていないと考えられる) 会社に対しては、改善に向けた方針や具体的な取組などの開示を求めていくべき」とした。

東京証券取引所が同日に公表した「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」でも、「経営陣や取締役会において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その状況や株価・時価総額の評価を議論のうえ、必要に応じて改善に向けた方針や具体的な取組、その進捗状況などを開示することを要請」するとしている。

<当社取締役会の意見>

当社取締役会は、以下の理由により本議案（第8号議案）に反対いたします。

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重点施策の一つと位置づけ、2025年度よりスタートした中期経営計画の中でも、配当金と自己株式取得を合わせて5億円以上を目標値としてお示ししているところであります。また2025年6月に進捗状況を開示した「資本コストと株価を意識した経営の実現に向けて」の中でも、キャッシュアロケーションの方針としてコア事業の強化とともに、株主還元を主体としてキャッシュを再配分することといたしております。

自己株式取得額の実績であります。業績の回復に伴い、年間で、2023年度/130百万円であったところ、2024年度/541百万円、2025年度/452百万円と大幅に増額しております。当社としては、引き続き株主の皆さまに対する利益還元積極的に取り組んでまいりますが、一時的な多額の自己株式の取得により純資産を減少させるのではなく、国内外の事業リスクに対する財務的なバッファ、そして持続的な競争力の源泉として、手元資金を戦略的な投資に振り向けていく方針であります。加えて自己株式の取得に当たっては、時々の株価水準、事業環境および投資機会を総合的に勘案した上で取締役会が最適なタイミングで機動的に判断することで1株当たりの価値の向上という最良の効果が発揮されるものであり、株主提案で義務付けることにはなじみにくいと考えます。

キャピタルアロケーションに対する考え方につきまして、賃貸不動産については、当社の事業ポートフォリオにおける役割、投下資本に対する収益性及び最有効活用の在り方について検討を進めてまいります。また政策保有株式については、すべての銘柄について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等について定期的に検証を行っており、保有意義が乏しいと判断する株式については速やかに売却することとしております。したがって、本議案のように期限を区切って一律に解消していく考えはございませんが、これまで以上にメリハリをつけながら縮減に向けて取り組んでまいります。

自己株式の取得を含む最適な資本政策は、当社の事業環境や財務状況等を総合的に勘案し、取締役会がその時々において機動的かつ柔軟に判断することが妥当であると考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

# 株主総会会場のご案内

当社の株主総会は下記の場所で行いますので、ご案内申し上げます。

## 記

会 場 名古屋市西区牛島町 6 番 1 号  
名古屋ルーセントタワー 16階  
TKPガーデンシティPREMIUM名古屋ルーセントタワー会議室

### 交通機関

地下鉄 東山線「名古屋」駅から地下連絡通路  
ルーセントアベニュー直結 徒歩10分

自家用車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

